

国名
アイルランド
在外公館名
在アイルランド日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月30日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ アイルランドには、持ち込むことができない薬物（※）があり、携行する医薬品にこれらの物質が含まれているか否かについては、医師又は薬剤師に事前に確認を受けること。</p> <p>※ 以下の URL 先文書の「Schedule 1」に記載された薬物 http://www.irishstatutebook.ie/eli/2017/si/173/made/en/print （上記 URL 先から PDF でもダウンロード可能であり、その場合、33 ページから記載されている。）</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品（3か月分以内に限る）を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に医師の処方せん（コピーも可）、医師からの診断書又は調剤を行った薬剤師からのレター（病状及び自己の疾病に使用するために薬が必要となる旨明記されたもの。）の提示が必要（英文であること）。</p> <p>○ 医薬品は、処方された者の氏名が明記されたオリジナルパッケージに入れたまま持ち込むこと。</p> <p>○ 医薬品の持ち込みが認められるか否かの最終判断は、個人が当国に入国する際の税関当局の判断に委ねられる。</p>

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報